

(訪問看護ステーション) 賃金改善実績報告書 (令和 年度分)

訪問看護ステーションコード	
訪問看護ステーション名	
所在地	都道府県
	住所
連絡先	担当者氏名
	電話番号

I. 賃金改善実施期間

①	令和	年	月	～	令和	年	月		ヶ月
---	----	---	---	---	----	---	---	--	----

II-1. ベースアップ評価料による収入の実績額【①の期間中】

②訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）による収入の実績額	円
③訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）による収入の実績額	円

④ベースアップ評価料による収入の実績額（②+③）	円
--------------------------	---

II-2. ベースアップ評価料による収入の繰越状況

※ 「ベア等」とは、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げをいい、定期昇給は含まない。

⑤翌年度への繰越予定額	円
⑥前年度からの繰越額（令和7年度分報告時のみ記載）	円

⑦ベースアップ評価料による収入の実績額のうち、当該年度における対象職員のベア等及びそれに伴う賞与、時間外手当、法定福利費等に充当すべき金額（④－⑤＋⑥）	円
⑦について全てベア等及びそれに伴う賞与、時間外手当、法定福利費等に充当しているか。	☐

以下、基本給等総額については1ヶ月当たりの額を記載してください。

【ベースアップ評価料対象職種について】

Ⅲ. ベースアップ評価料対象職員（全体）の基本給等（基本給又は決まって毎月支払われる手当）に係る事項

⑧対象職員の常勤換算数（賃金改善実施期間（①）の開始月時点）	人
⑨賃金改善した後の対象職員の基本給等総額（賃金改善実施期間（①）の開始月時点）	円
⑩基本給等に係る賃金改善実績額（1ヶ月分）	円
⑪⑩のうち、定期昇給相当分	円
⑫⑩のうち、ベア等実施分（⑩－⑪）	円
⑬ベア等による賃金増率（⑫÷（⑨－⑩））	%

Ⅳ. 看護職員等（保健師、助産師、看護師及び准看護師）の基本給等に係る事項

⑭看護職員等の常勤換算数（賃金改善実施期間（①）の開始月時点）	人
⑮賃金改善した後の対象職員の基本給等総額（賃金改善実施期間（①）の開始月時点）	円
⑯基本給等に係る賃金改善実績額（1ヶ月分）	円
⑰⑯のうち、定期昇給相当分	円
⑱⑯のうち、ベア等実施分（⑯－⑰）	円
⑲ベア等による賃金増率（⑱÷（⑮－⑯））	%

V. 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の基本給等に係る事項

②0PT・OT・STの常勤換算数（賃金改善実施期間（①）の開始月時点）		人
②1賃金改善した後の対象職員の基本給等総額（賃金改善実施期間（①）の開始月時点）		円
②2基本給等に係る賃金改善実績額（1ヶ月分）		円
②3②2のうち、定期昇給相当分		円
②4②2のうち、ベア等実施分（②2－②3）		円
②5ベア等による賃金増率（②4÷（②1－②2））		%

VI. 看護補助者の基本給等に係る事項

②6看護補助者の常勤換算数（賃金改善実施期間（①）の開始月時点）		人
②7賃金改善した後の対象職員の基本給等総額（賃金改善実施期間（①）の開始月時点）		円
②8基本給等に係る賃金改善実績額（1ヶ月分）		円
②9②8のうち、定期昇給相当分		円
③0②8のうち、ベア等実施分（②8－②9）		円
③1ベア等による賃金増率（③0÷（②7－②8））		%

VII. その他の対象職種の基本給等に係る事項

③2その他の対象職種の常勤換算数（賃金改善実施期間（①）の開始月時点）		人
③3賃金改善した後の対象職員の基本給等総額（賃金改善実施期間（①）の開始月時点）		円
③4基本給等に係る賃金改善実績額（1ヶ月分）		円
③5③4のうち、定期昇給相当分		円
③6③4のうち、ベア等実施分（③4－③5）		円
③7ベア等による賃金増率（③6÷（③3－③4））		%

【ベースアップ評価料対象外職種について】 ※上記でベースアップ評価料対象職種に計上した職員を除く

VIII. 事務職員の基本給等に係る事項

③8事務職員の常勤換算数（賃金改善実施期間（②）の開始月時点）		人
③9事務職員の基本給等総額（賃金改善実施期間（②）の開始月）		円
④0基本給等に係る賃金改善実績額（1ヶ月分）※賃金改善を実施していない場合は0円		円
④1④0のうち、定期昇給相当分		円
④2④0のうち、ベア等実施分（④0－④1）		円
④3ベア等による賃金増率（④2÷（③9－④0））		%

本報告書の記載内容に虚偽が無いことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和 年 月 日 開設者名：

【記載上の注意】

- 1 本報告書において、「ベースアップ評価料」とは、「訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）」及び「訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）」のことをいう。
- 2 「対象職員の常勤換算数」は、当該時点における対象職員の人数を常勤換算で記載すること。常勤の職員の常勤換算数は1とする。常勤でない職員の常勤換算数は、「当該常勤でない職員の所定労働時間」を「当該訪問看護ステーションにおいて定めている常勤職員の所定労働時間」で除して得た数（当該常勤でない職員の常勤換算数が1を超える場合は、1とする。）
- 3 「基本給等総額」には、賞与、法定福利費等の事業主負担分や役員報酬を除いた金額を計上すること。
- 4 「定期昇給相当分」は、【賃金改善実施期間（2）の開始月】において定期昇給を実施する場合にのみ記載すること。それ以外の月に定期昇給を実施する場合、もしくは定期昇給の制度を設けていない訪問看護ステーションは「0」と記載すること。